

平成21年度 第2回宇都宮市地域密着型サービス運営委員会

- 1 日 時 平成21年11月18日(水) 午後6時00分～午後7時00分
- 2 場 所 市役所14大会議室
- 3 出席者
運営委員 : 別紙1のとおり
事務局等 : 保健福祉総務課長, 保健福祉総務課介護事業者指導G係長, 高齢福祉課介護サービスG係長, 増淵総括主査, 坂本主任, 竹澤主任, 渡邊主事
- 4 協議結果
 - (1) 平成21年度地域密着型特別養護老人ホーム整備運営法人募集に係る応募状況及び選定について
応募者1 社会福祉法人東晴会
1次審査合格及び選定・・・了承
応募者2 ■■■氏
1次審査不合格・・・了承
 - (2) 平成21年度第2次地域密着型サービス事業所の募集について・・・了承委員の質問・意見については, 別添議事録(意見具申書)のとおり
- 5 報告
上記4(1)の協議結果について選定委員会に報告する。

平成21年度第2回地域密着型サービス運営委員会議事録（意見具申書）

◆ 主な意見

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 田 中 会 長	開会 あいさつ
	議 事
事 務 局	議事「平成21年度地域密着型特別養護老人ホーム整備運営法人募集に係る応募状況及び選定について」資料1から資料6までに基づき説明
田 中 会 長	何か質問，意見はあるか。
高 橋 委 員	応募者1について，特養のサテライト型施設とは何か。また，短期入所生活介護の事業所を併設するとのことだが，定員は何名か。
事 務 局	平成18年の制度改正の際に導入された考え方で，本体施設と一体的に運営される，本体施設から車でおおむね15分以内の距離にある施設を指す。利点としては，管理者が兼務できるなど人員面の条件が緩和されている。また，短期入所生活介護事業所の定員は8名を予定している。
高 橋 委 員	本体の定員を，サテライト施設の定員分減らす必要はあるのか。
事 務 局	減員する必要はない。
高 橋 委 員	結果的に増床になるが。
事 務 局	サテライト型施設としての基準を満たしていれば問題はない。
小林(豊)委員	資料4・資料6で，食費が月額1,380円になっている。
事 務 局	資料の誤り。日額1,380円に訂正する。
千 保 委 員	応募者1は，木造で耐火構造となっているが。
事 務 局	応募者1に，木造でも耐火構造可能との確認をとった。
田 中 会 長	応募者1の施設の床はコンクリートか木材か。材質によって高齢者が転倒した場合の骨折の発生率が大きく変わってくる。
事 務 局	応募書類によれば，床の表面は木材使用となっている。また，滑りにくい素材を使用するよう指導する。
田 中 会 長	応募者1の施設のエレベーターは，ベッドを移動できるサイズのものか。また，サイズに規定はあるのか。
事 務 局	図面から判断するとベッド1台がぎりぎり入ると思われる。特別養護老人ホームのエレベーターのサイズに法的規定はないが，整備の細部は応募者と協議していくので，委員会の意見として応募者に伝える。
田 中 会 長	居住費，食費は運営者が独自に設定できるのか。

事務局	双方とも、平成17年10月に介護保険の給付から外されて独自に設定できるようになった。国が目安として示した金額が、居住費日額1,970円と食費日額1,380円。それを現在でも踏襲している施設が多い。
田中会長	応募者2の居住費が国の目安を超えているのは好ましくないと判断するのか。
事務局	居住費は、建築コストから算出される。
田中会長	応募者2の総事業費は、応募者1の総事業費に比べてかなり安価だが。
事務局	応募者1の総事業費には、土地の購入費が含まれている。
田中会長	応募者2は、既に高齢者介護の実績があるが、社会福祉法人ではなく、別の形態で行っているのか。
事務局	株式会社や有限会社といった営利法人による形態で運営している。
宇山委員	資料3中、応募者2で「否」となっている項目があるがどういうことか。
事務局	社会福祉法人でなくとも、社会福祉法人認可に係る条件を満たしていれば応募は可能。応募者2が、これから特別養護老人ホームを運営する場合、社会福祉法人の認可を受ける必要があるが、社会福祉法人の設立認可は、中核市である市が行っている。応募者2は社会福祉法人の設立を認可できるまでの資金を有していないため「否」となっている。そのため、応募者2については、新規法人の設立が困難と判断して1次審査で不合格とした。
尾崎委員	応募はあったが、法人の設立基準を満たしていなかったということか。
事務局	そのとおり。
宇山委員	応募者2は協力医療機関が不明だが。
事務局	1次審査の段階で不合格としたため、聞き取りを行わなかった。
高橋委員	応募者2で土地が有償貸与となっているが、社会福祉法人が事業を行う場合、土地の自己所有が条件ではなかったか。
事務局	社会福祉法人は原則土地の自己所有が条件となるが、特別養護老人ホームについては、国の条件緩和により、安定した期間の賃貸が保証されていれば、有償貸与も認められている。
小林(豊)委員	応募者2は自己資金の条件が整えば、再度の応募が可能か。
事務局	計画に基づいた整備なので、応募の時期により制限がでてくるが、可能である。
小林(豊)委員	前回の委員会で応募者が少ないとの話があった。募集をしないのは相反するのでは。
事務局	特別養護老人ホームについては、第4期介護保険事業計画に基づいて、計画数の範囲内で整備を行っていく。前回の委員会で応募者が少ないと説明したのは、整備数の制限のない他の事業(小規模多機能型居宅介護)。特別養護老人ホームについては、計画数の整備が達成されれば、次の介護保

江連副会長
事務局等
田中会長

険事業計画に計上されるまで募集は行わない。ちなみに、第4期計画では、地域密着型特別養護老人ホームは116床計画している。

応募者1の具体的な場所はどこか。

場所を説明。

何か質問、意見はあるか。(質問等なし。)

それでは、委員の皆さんからの意見を踏まえ、事務局の説明のとおり事業者の選定を進めてほしい。

報告事項

事務局

報告事項「平成21年度第2次地域密着型サービス事業者の募集について」資料7に基づき報告

田中会長
高橋委員

何か質問、意見はあるか。

認知症対応型共同生活介護の事業者を12圏域中2圏域で募集しているが、今後の市の方向として、残りの10圏域も整備していくのか。

事務局

介護保険料との兼ね合いがあるが、市としては、すべての圏域に整備していきたいと考えている。

田中会長
事務局

現在の認知症対応型共同生活介護事業所の整備状況は。

25圏域中、13圏域15か所に整備されている。

田中会長

何か質問、意見はあるか。(質問等なし。)

それでは、委員の皆さんからの意見を踏まえ、事務局の説明のとおり事業者の募集を進めてほしい。

その他

田中会長
事務局
田中会長

委員から何かあるか。事務局から何かあるか。

今後の委員会の開催予定を説明

あいさつ

閉会

以上